

●香川県選挙管理委員会告示第62号

平成19年7月29日執行予定の参議院香川県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧期間を公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、次のとおり定める。

平成19年7月6日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

平成19年7月12日